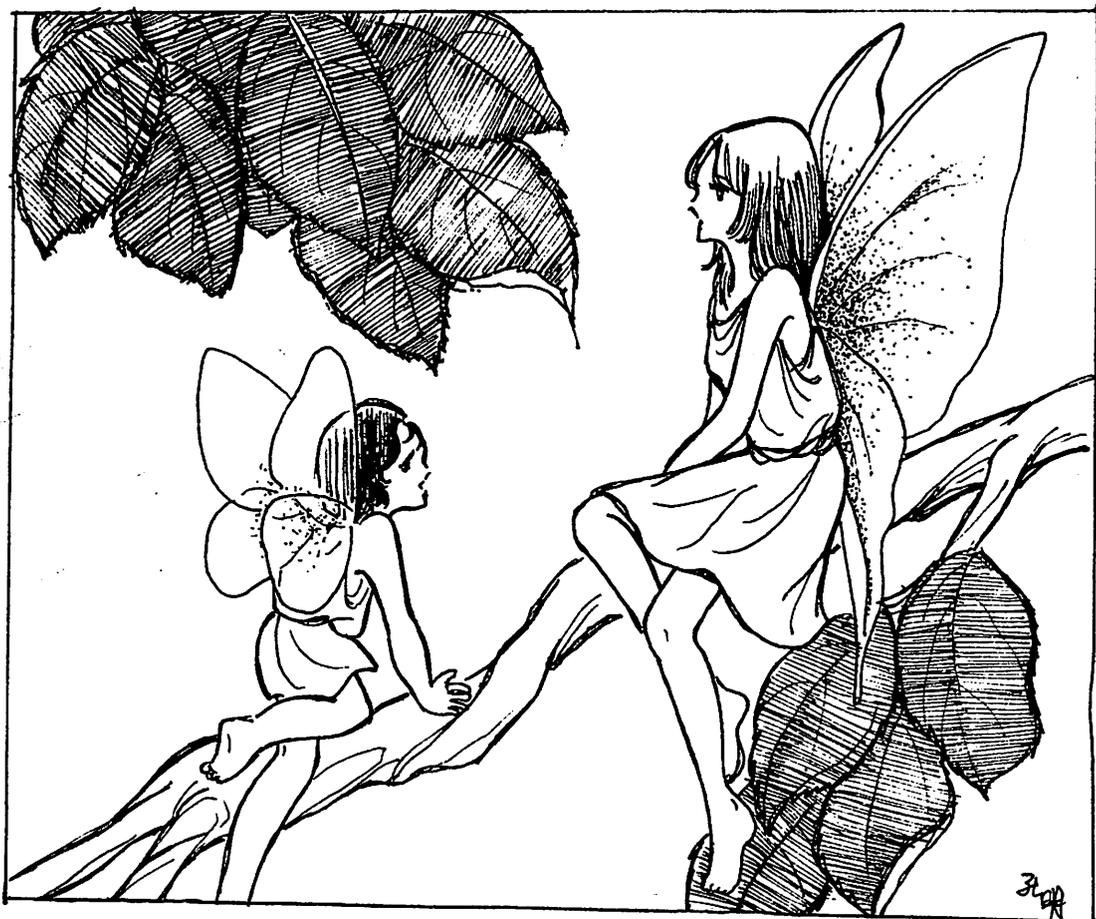


ほんとぴあ

第 41 号

1984.5.26発行
一橋大学生協
ほんとぴあ編集局



も
く
じ

- 「活字ばなれと青年の保守化」…………… 2
- 書評「法と裁判をささえる精神」…………… 3
- 書評「マイコンによる経済学」…………… 5
- 本の紹介…………… 6

「活字ばなれ」と

「青年の保守化」

社会学部助教授 加藤 哲郎

最近、鶴見俊輔「戦後日本の大衆文化史」

(岩波書店)、石川弘義「余暇の戦後史」(東

京書籍)、「欲望の戦後史」(小学館)とい

田勝正編「昭和の世相」(小学館)といった

書物をまとめて読む機会があった。私自身の

生活史とも重なるのであるが、あらためて一

九四五年以降の社会と文化の歩みをふりかえ

ってみると、日本社会の経験した巨大な変化

に驚かされる。

例えば、「読む文化」の衰退。敗戦直後の

総合雑誌「新生」創刊号が店頭に出るや二時

間で売り切れたという話は実感できないが、

ほぼ一九六〇年頃を境に、「見る文化」の主

者が映画からテレビへと移行し、同時に「見

る文化」が「読む文化」を浸食していったア

ロセスは、私たちの世代にも思いあたる。新

聞の発行部数や書籍の発行点数は、「テレビ

主導期」となる六〇年代も増えつづけ、かつ

ての「活字に飢えた」時代は過去となり、「活

字が溢れる」状態が今日まで続く。テレビ文

化も七〇年代には「臨界期」に入り、「読む

文化」「見る文化」の飽和の中から「する文

化」志向も強まってくる。しかし、高度成長

経済大國化過程での「見る文化」のあらゆる

社会関係への浸透こそが、この四〇年の文化

変動の基軸であったと思われる。「する文化

の多くは、まだまだ「見る文化」に誘引され

たコマージュ・ベースのものであり(「テ

ニス・プーム」や「男の料理」)、「読む文化

の内容も、「見る文化」主導で変質してい

た。「興味をもって読む新聞記事」のトップ

は、七〇年代に「社会面」から「テレビ・ラ

ジオ欄」へと移行した。すでに私の学生時代

に少年漫画と「朝日ジャーナル」を小脇にか

かえるフアッションがあったが、七〇年代以

降は「劇画マルクス」から「なんとなくクリ

スタル」まで革命も文学もビジュアルに軽薄

短小化された。「対抗文化」として生まれた多

くのスタイルが、「支配的文化」にくみこま

れていった。八三年の総理府家計調査では、書

籍・他の出版物」が前年比マイナス一・八%

となり、初めて「読む文化」の絶対的縮小も

記録された。かの浅田彰「構造と力」(勁草

書房)の普及回路・受容態度にも、「見る文

化」に呑みこまれた「読む文化」の変質が投

影されている。

私の専攻する政治学にひきつけていえば、

こうした「読む文化」の衰退・変質が、七〇

年代後半以降の各種世論調査で明確に現れた

「青年の保守化」現象と何らかの因果関係を

もつのでは、と考えている。例えば七〇年代

に、「大学生の余暇の過ごし方」において「知

識志向」は半減していく(NHK調査、七三

年四四%→七八年二七%)。この期から自民党

支持率・安保条約肯定論が増大するが、青年

の最多数派である支持政党なし層において、

「議会制民主主義に希望をもてない」という

自覚的無党派層が減り、「政治には関心をもて

ない」という無関心層が増えている。また政

治不信の内実も、政治知識がありながら政治

的有効性感覚をもたない積極的不信型は減少

し、政治知識も有効性感覚もたない消極的

不信型がふえ、これが社会変化についての現

状肯定型、社会活動についての他力本願・依

存型増大と結びつく。政治についての批判意

識は、最少限の政治への関心と政治的知識な

しには成立しえない。「読む文化」の衰退は、「保守化」「保身化」の唯一の理由ではないにしても、一つの文化的背景であろう。

社会科学の古典を学生諸君の多くが敬遠しはじめ、社会変革や政治運動に熱中する者が「ネクラ」扱いされるようになって久しい。

変化した文化のもとでは、変化した政治の様式が生まれてくる。「家に一冊」のキャッチフレーズでベストセラーになった写楽ブックス「日本国憲法」(小学館)は、戦後日本

の最大の政治的争点の一つを大きな活字とカラー写真で商品化する試みであった。憲法全文の解説ぬきの視覚的単行本化という若い編集者の発想は、護憲勢力にも改憲勢力にも驚異であり脅威であったにちがいない。護憲勢力の側からは憲法前文のレコード化という試みが見られたが、あまり普及していない。改憲勢力からは、今年の憲法記念日に中川八洋著「新・日本国憲法草案」(山手書房)という小学館版「憲法」をまねた新しいスタイルのオールドな内容(第七条 天皇は国防軍統帥の象徴である)、「第五八条 国民は自由に

政党を結成することができる。但し、自由と正義を尊重する民主主義の日本国の基本的秩序と原理を尊重しない、または日本国の存立を危うくすることを目的とする政党の結成は認められない」の本が出た。この「草案」が期待を寄せているのは、「憲法」改正の必要を痛感しはじめた若い世代」である。こうした時代には、日本国憲法制定時に「政治学者が青年によびかけた「諸君が社会的人間としてとどまるかぎり、政治はとこまでも諸君を

追っていく。だから、政治に一樣の無関心を示すことは、実は一切の政治傾向を同様さまさせることにはかならず。それによって諸君は、現在互に闘争しつつある諸政治様式の

うちの最も悲しきものの支配を許すことにならぬだ（丸山貞勇「戦中と戦後の間」、みず書房）という言葉が、新鮮で切実な響きをもって甦る。そして、抵抗の拠点も、「見る

文化」「する文化」への介入の視点も、「読む文化」にこだわることなしには発見できないであろう。

評書 法と裁判をささえる精神

鵜飼 信成著

岩波書店・一七〇〇円

法学研究科博士課程 才谷 松太郎

書

本書は、著者がこれまでに発表したいくつかの文章をまとめたものであり、統一的な主題について論じられているものではない。以下では、著者のいくつかの主張を紹介しつつ、若干のコメントを付してゆくこととする。

まず第一に、著者は、法の適用過程の明晰化の必要性を論ずる（「法と裁判をささえる精神」。「法における常識と非常識」）。本来、裁判における事実認定および法の解釈は、何人にとっても明確な形で客観的に行われるべきであるにもかかわらず、実際には裁判官の主観によって影響を受けるのではないかという疑問から出発するのである。すなわち、古典的な法理論は、法規範（たとえば刑法一九九条「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス」という法規範）を大前提とし、これを具体的事実（甲は人を殺したという事実）である小前提に当てはめ、法の定める結論（甲を死刑に処すなど）という結論

を引き出す法的三段論法であった。しかし、近時の有力な法理論（アメリカにおける所謂リアリズム法学）は、たとえば裁判官により同じ犯罪に対する判決がまちまちになることを根拠として挙げ、裁判過程ないし法的過程が、複雑な社会的・経済的・心理的な諸要因により左右されることを指摘した。このような状況の下で、著者は、現代における法の研究は法の適用を行う個人を規律している客観的な法則とその個人の精神との不思議な交錯過程の解明であると主張するのである。

なるほど一般に、そのテーゼ自体は大いに問題となると考えられるが、しかし問題は、その具体的な実践にあると言ふことができる。この点で、著者が、わが国における近時の法解釈学に関する議論に全く触れていない点には留意する必要がある。

次に第二に、憲法は観念的作用により現実を隠蔽するとする意味でのイデオロギー性を

脱却し、現実を理想の方向に導くと言ふ意味でのウトビー（ユートピアのドイツ語）的な機能を持つべきであること、そしてさらに、法学はイデオロギー性を脱却し、一定の科学性を基礎にウトビー的方向を追求すべきであることが、明治憲法下の天皇機関説論争およびアメリカの判例を挙げて論じられている（「憲法におけるイデオロギーと科学」）。

この主張は、法解釈学を科学的なものとするために努力する点で第一の主張と共通する面を有する。また、これは、法学者に対する主張ではあるが、われわれも、とりわけ憲法九条をめぐる近時の議論との関係で、この主張を考察すべきであると思われる。それは、投票箱と民主政の過程を通じて、われわれも研究者と同様に、この近時の議論に参加し得るからである。しかし著者は、憲法九条をめぐる近時の議論については殆んど触れていないが、このことは、一体何を意味するのであ

投稿募集中

分量は原稿用紙五枚以内

採用分には薄謝進呈

編集部員も募集中

